

第7章 港湾等の避難対策

港湾および沿岸部における避難対策は、港湾等の特殊性を考慮しつつ、ハード対策およびソフト対策を組み合わせ、港湾利用者等が津波発生時に安全に避難ができるよう、港湾管理者、県、市、事業者等が連携して検討を行う。

1. 港湾管理者の避難対策

港湾管理者は、港湾における一時的な来訪者の避難を考慮するとともに、施設管理者自身の安全を確保するため、次のような対策を検討する必要がある。

- ・ 港湾およびその周辺において、避難路や市が指定する津波避難場所、津波避難ビルについての調整・支援
- ・ 避難経路等を示した案内・誘導板の充実
- ・ 緊急時の情報伝達手段の充実
- ・ 港湾における避難困難地域の避難者のため、津波避難施設の設置
- ・ 液状化等が発生しやすいことから、避難は原則として徒歩とすることを周知
- ・ 立地企業や関係団体等と連携した避難対策の検討

2. 事業者等の避難対策

港湾等に立地する事業者等は、津波発生時に安全な避難が可能となるよう、次のような対策を検討する必要がある。

- ・ 事業者等における津波避難計画の策定
- ・ 緊急時の情報伝達手段の充実
- ・ 津波避難施設の整備・設置